

契約不適合に関する四約款の改正案

○公共工事標準請負契約約款	○民間工事標準請負契約約款（甲）	○民間工事標準請負契約約款（乙）	○建設工事標準下請契約約款
<p>（契約不適合責任）</p> <p>第四十四条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</p>	<p>（契約不適合責任）</p> <p>第二十九条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</p>	<p>（契約不適合責任）</p> <p>第十九条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</p>	<p>（契約不適合責任）</p> <p>第三十三条（A）元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</p> <p>第三十三条（B）元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であり、その契約不適合が下請負人の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、下請負人に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（工事目的物の範囲に限る。）を請求することができる。ただし、契約不適合の程度が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、元請負人は修補を請求することができない。</p>
<p>2 前項の場合において、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p>	<p>2 前項の場合において、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p>	<p>2 前項の場合において、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p>	<p>2 前項の場合において、元請負人に不当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p>
<p>3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>一 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>一 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>一 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>3 第一項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>一 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>二 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、元請負人が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>
<p>4 第一項又は第三項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>4 第一項又は第三項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>4 第一項又は第三項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>4（A）第一項又は第三項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、下請負人がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
<p>（契約不適合の担保期間）</p> <p>第四十四条の二 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、工事目的物の引渡しの日から、○年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときはこの限りでない。</p> <p>注：○の部分には原則として二を記入する。</p>	<p>（契約不適合の担保期間）</p> <p>第三十条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、工事目的物の引渡しの日から、二年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときはこの限りでない。</p>	<p>（契約不適合の担保期間）</p> <p>第十九条の二 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、工事目的物の引渡しの日から、二年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときはこの限りでない。</p>	<p>（契約不適合の担保期間）</p> <p>第三十三条の二 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、工事目的物の引渡しの日から、○年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときはこの限りでない。</p> <p>注 ○の部分には原則として元請契約における契約不適合の担保責任の期間に相応する数字を記入する。</p>
<p>2 民法六百三十七条の規定は、前項の場合には適用しない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、建築設備の機器、室内装飾、家具等の契約不適合については、引渡しの時、監理者が検査して直ちにその履行の追完を求めなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、隠れた契約不適合については、引渡しの日から一年の契約不適合の担保責任を負う。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、造作、装飾、家具等の契約不適合については、引渡しの時、監理者が検査して直ちにその履行の追完を求めなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、隠れた契約不適合については、引渡しの日から一年の契約不適合の担保責任を負う。</p>	<p>2 民法六百三十七条の規定は、前項の場合には適用しない。</p>
<p>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に対する履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることはできない。</p>	<p>4 発注者は、この契約の目的物の引渡しの際に、第一項の契約不適合があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、同項の規定にかかわらず、当該契約不適合に対する履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は</p>	<p>3 民法六百三十七条の規定は、前二項の場合には適用しない。</p>	<p>2 民法六百三十七条の規定は、前項の場合には適用しない。</p>

<p>い。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p>	<p>契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p>		
<p>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前三項の規定は適用しない。</p> <p>注 第四項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。</p>	<p>5 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p> <p>注 第五項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。</p>	<p>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前三項の規定は適用しない。</p> <p>注 第四項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。</p>	<p>3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前二項の規定は適用しない。</p> <p>注 第三項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。</p>
	<p>6 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、第十七条第四項各号（第五項にあっては第三号を除く）のいずれかの場合に生じたこの契約の目的物の契約不適合については、適用しない。がただし同条第五項に該当するときは、この限りでない。</p>		